

# **平成 22 年度 水質汚濁防止法等の施行状況**

**平成 23 年 11 月**

**環境省水・大気環境局水環境課**



## 目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場の状況について	1
	( 1 ) 特定事業場数	1
	( 2 ) 特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	2
	( 1 ) 水質汚濁防止法	2
	ア 届出関係、計画変更命令等	2
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	4
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	4
	カ 生活排水対策重点地域の指定	5
	キ 水質総量削減	5
	( 2 ) 瀬戸内海法	6
	ア 許可、措置命令	6
	イ 自然海浜保全地区の指定	6
	( 3 ) 湖沼法	7
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	7
	イ 改善命令等	7

### <図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数	9
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	10
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	13
表 4	特定事業場の上位 10 業種	15
表 5	特定事業場の業種別内訳	16
表 6	届出関係、計画変更命令等	23
表 7	改善命令、立入検査、行政指導件数等	26
表 8	計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳	32
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	33
表 10	排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳	36
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	37
表 12	計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳	39
表 13	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等	40
表 14	瀬戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳	41
表 15	湖沼特定施設等の届出件数等	42
参考	平成 20 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	43



## 1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号。以下「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号。以下「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成 22 年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

## 2 特定事業場の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場から公共用水域に水を排出する者又は特定地下浸透水を浸透させる者は、特定施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ことになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に關係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が 50m<sup>3</sup>未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に關係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ことになっている。

### （1）特定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下「特定事業場」という。）の数を表 1 に示す。平成 23 年 3 月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は 267,499（270,226）、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場の数は 3,743（3,813）、合計で 271,242（274,039）であり、平成 22 年 3 月末時点と比較すると、特定事業場数はやや減少した（括弧内数字は平成 22 年 3 月末時点の数値。以下この項目において同じ。）。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は 8（8）であった。

BOD や SS 等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は 33,964（34,271）と全体の約 13% である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、すべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup>以上の特定事業場のうち、

有害物質使用特定事業場の数は 4,156 (4,179) で全特定事業場数の約 2%、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup>未満の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,119 (10,348) で全特定事業場数の約 4%であった。なお、全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は 14,275 (14,527) であり、全体の約 5%であった。都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場数の内訳を表2に示す。

一方、湖沼法に基づく 11 指定湖沼について、平成 23 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を表3に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,743 (1,688) であり、うちみなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 760 (679) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はそれぞれ 84(87)、1,022(1,019) であり、これらを合計した事業場の総計は 2,849 (2,794) であった。

なお、これら 1,743 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 9、八郎湖 28、霞ヶ浦 284、印旛沼 164、手賀沼 76、諏訪湖 72、野尻湖 0、琵琶湖 635、中海 119、宍道湖 140、児島湖 216 であった。

## (2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を表4に示す。数の多い方から順に旅館業、自動式車両洗浄施設、畜産農業となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 205,417 であり、全特定事業場数の約 76%にあたる。

また、これら 205,417 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m<sup>3</sup>未満の事業場数は 184,645 であり、上位 10 業種全体の約 90%を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を表5に示す。

# 3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

## (1) 水質汚濁防止法

### ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下この項目において「法」という。）第 5 条第 1 項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第 5 条第 2 項に基づく届出を行うこととされている。また、法第 5 条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第 7 条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排出水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る特

定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第 8 条）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を**表 6**に示す。法第 5 条第 1 項に係る届出数は 5,307 件、法第 5 条第 2 項に係る届出数は 0 件であった。また、法第 7 条に基づく届出数は 3,539 件であった。

一方、法第 8 条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

#### イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命ずることができる（法第 13 条第 1 項、法第 13 条の 2 第 1 項）。

また、都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命ずることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 2 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができるとしている（法第 23 条第 4 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を**表 7**に、発動の業種別の内訳を**表 8**に示す。

平成 22 年度における改善命令の件数は 16 件であり、一時停止命令の件数は 0 件であった。これを業種別の内訳（**表 8**）で見ると、改善命令については、畜産農業、保存食料品製造業に対して発動されたものがそれぞれ 3 件と最も多く、次いで畜産食料品製造業、弁当仕出し屋・弁当製造業が 2 件となっていた。

一方、法第 14 条の 3 に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 4 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 8,076 件であり、公共用水域関係では 7,975 件、地下水関係では 101 件であった。

## ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壤、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 40,672 件、夜間立入が 588 件で立入件数は計 41,260 件であった。なお、41,260 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設を設置する工場、事業場に対する立入件数は 4,199 件であった。

## エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排出水を排出する者は、排水基準に適合しない排出水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9 に、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

平成 22 年度における排水基準違反の件数は 11 件であり、違反摘発の契機について見ると、都道府県警察又は海上保安庁の調査によるものが 11 件であった。

また、違反業種は酸・アルカリ表面処理施設、鉄鋼業が 2 件、畜産農業、水産食料品製造業、豆腐・煮豆製造業、紡績・繊維製品製造業、合成樹脂製造業、非鉄金属製造業、弁当仕出屋・弁当製造業が 1 件であり、違反項目は pH が 6 件、SS が 5 件、BOD が 3 件、COD、亜鉛、カドミウムが各 2 件、鉛、六価クロムが各 1 件（1 事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。）であった。

## オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質や油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質、油を含む水等の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の 2 第 1 項）。

さらに、特定事業場以外の工場や事業場で貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第 14 条の 2 第 3 項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場の設置者や貯油事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる（法第 14 条の 2 第 4 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表 9 に示す。法第 14 条の

2第1項に係る届出数は180件（内訳：公共用水域関係166件、地下水関係14件）であり、法第14条の2第3項に係る届出数は253件（内訳：公共用水域関係219件、地下水関係34件）であった。

また、公共用水域において、異常渇水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第18条）、平成22年度に発動された緊急時の措置命令は0件であった。

#### **カ 生活排水対策重点地域の指定**

平成2年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に關係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第14条の7）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならぬとされている（法第14条の9）。

平成22年度における生活排水対策重点地域の指定は0件、指定範囲の変更を伴う指定地域の変更は0件であった。なお、平成23年3月末現在、211地域（42都道府県336市町村）で指定がされている。

#### **キ 水質総量削減**

昭和53年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量削減制度が導入された。また、平成13年12月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量削減制度では、指定地域内の日平均排水量50m<sup>3</sup>以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水基準に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第12条の2）。

都道府県知事は、法第5条又は法第7条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に届出に係る污水や廃液の処理方法の改善等の措置を探るべきことを命ずることができる（法第8条の2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における污水や廃液の処理方法の改善等の措置を探るべきことを命ずることができる（法第13条第3項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第14条第3項）。また、指定地域内事業場から排出水を排出する者は、排出水の汚濁負荷量を測定し、記録し、これを保存しなければならず（法第14条第2項）、本規定による記録をせず、又は虚偽の記録をし、または記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処せられる（法第33条）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表11、表12に示す。平成23年3月末現在における指定地域内事業場の数は11,314であり、平成22年3月末時点（11,610）と比較すると事業場数はやや減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾1,747（約15%）、伊勢湾3,459（約31%）、瀬戸内海6,108（約54%）であった。また、法第14条第3項に係る届出数は303件であった。

水質総量規制に関する罰則の適用は0件、法第13条第3項に基づく改善措置命令も0件、法第13条の3に基づく指導等は15件であった。

## （2）瀬戸内海法

### ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に關係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一日当たりの最大量が50m<sup>3</sup>未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第5条第1項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときも、瀬戸内海法第8条第1項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第5条第1項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第8条第1項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止等、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができるとされている（瀬戸内海法第11条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表13に示すとともに、措置命令の発動の業種別内訳を表14に示す。瀬戸内海法第5条第1項に係る申請数は302件、瀬戸内海法第8条第1項に係る申請数は444件であった。また、瀬戸内海法第11条に基づく措置命令は、第5条関係、第8条関係ともに0件であった。

### イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜や岩礁その他、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第12条の7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府

県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができるとされている（瀬戸内海法第12条の8）。

平成22年（1～12月）における自然海浜保全地区の指定は0件、自然海浜保全地区内の工作物の新築等の届出件数は3件であった。なお、平成22年12月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は91件となっている。

### （3）湖沼法

#### ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場からの汚濁負荷の流入を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設を設置する工場、事業場で一日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第7条第1項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第15条第1項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第5条第1項や第7条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から60日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を探るべきことを命ずることができる（湖沼法第8条）。

平成22年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第5条）は、表15に示すように252件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第7条）は185件であった。また、指定施設の設置届出（経過措置）の件数（湖沼法第16条第1項）、指定施設の使用廃止届出の件数（湖沼法第17条第2項）及び指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第17条第1項）は0件であった。また、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等（湖沼法第8条）の適用事例もなかった。

#### イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等の措置を探るべきことを命ずることができる（湖沼法第10条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第20条第1項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができるとされている（湖沼法

第 20 条第 2 項)。

平成 22 年度における改善勧告 (湖沼法第 20 条第 1 項) の件数は 0 件であり、改善命令 (湖沼法第 20 条第 2 項) についても 0 件であった。また、湖沼法第 10 条に基づく改善命令等の適用事例も 0 件であった。

なお、こうした改善命令等の発動までに至らないが、湖沼特定事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は、文書による指導が 181 件、口頭による指導が 161 件で、内容は処理施設の改善が 56 件、その他が 288 件であった（1 件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数と指導内容の件数は必ずしも一致しない。）。

特定施設又は指定施設を設置する者以外の者への湖沼水質保全計画を達成するために必要な指導等 (湖沼法 24 条) の件数は、口頭による指導が 1 件あった。

表1 排水量規模別特定事業場数

区分		全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模			
			一日当たり の平均排水量 50m <sup>3</sup> 以上 の事業場数	うち有害 物質使用 特 定 事 業 場	一日当たり の平均排水量 50m <sup>3</sup> 未満 の事業場数	うち有害 物質使用 特 定 事 業 場
A 平成 23 年 3 月 末 現 在	水質汚濁 防止法上の 特定事業場  瀬戸内海法 上 の 特 定 事 業 場	271,242 (8)	33,964	4,156	237,278	10,119 (8)
		267,499 (8)	30,472	3,534	237,027	10,095 (8)
		3,743	3,492	622	251	24
B 平成 22 年 3 月 末 現 在	水質汚濁 防止法上の 特定事業場  瀬戸内海法 上 の 特 定 事 業 場	274,039 (8)	34,271	4,179 (1)	239,768	10,348 (7)
		270,226 (8)	30,728	3,551 (1)	239,498	10,317 (7)
		3,813	3,543	628	270	31
対 前 年 比 A / B	水質汚濁 防止法上の 特定事業場  瀬戸内海法 上 の 特 定 事 業 場	(99%)	(99%)	(99%)	(99%)	(98%)
		(99%)	(99%)	(100%)	(99%)	(98%)
		(98%)	(99%)	(99%)	(93%)	(77%)

(注) 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(1)

	総数	水質汚濁防止法上の特定事業場				瀬戸内海法上の特定事業場			
		平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	総数	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	うち有害 物質 使用 特定事業場	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数
1	北海道	5,769	1,268	54	4,501	76			
2	青森県	4,036	338	12	3,698	25 (3)			
3	岩手県	4,766	599	50	4,167	83			
4	宮城县	4,857	458	40	4,399	68			
5	秋田県	3,459	539	43	2,920	70			
6	山形県	3,029	481	50	2,548	91			
7	福島県	5,461	700	163	4,761	233			
8	茨城県	8,252	880	102	7,372	121			
9	栃木県	7,325	1,000	70	6,325	157			
10	群馬県	3,138	626	56	2,512	85			
11	埼玉県	6,503	688	98	5,815	462			
12	千葉県	7,870	784	100	7,086	185			
13	東京都	1,585	104	8	1,481	267			
14	神奈川県	3,344	281	32	3,063	110			
15	新潟県	7,051	698	72	6,353	382			
16	富山县	2,508	402	86	2,106	118			
17	石川県	3,327	513	49	2,814	122			
18	福井県	2,074	324	49	1,750	61			
19	山梨県	4,621	420	41	4,201	139			
20	長野県	10,731	1,084	96	9,647	356			
21	岐阜県	7,748	993	87	6,755	163			
22	静岡県	7,901	1,210	154	6,691	110			
23	愛知県	9,026	1,230	235	7,796	344			
24	三重県	7,671	905	64	6,766	106			
25	滋賀県	2,831	462	127	2,369	209			
26	京都府	3,660	259	39	3,401	279	115	103	20
27	大阪府	1,898	144		1,754	148	234	215	24
28	兵庫県	7,226	558	91	6,668	461	337	312	65
29	奈良県	2,745	223	8	2,522	125	237	229	19
30	和歌山县	2,942	363	5	2,579	29	108	105	2
31	鳥取県	1,748	271	13	1,477	33			
32	島根県	3,179	396	39	2,783	50			
33	岡山県	3,112	184		2,928	63	240	224	28
34	広島県	3,686	312	6	3,374	82	278	252	17
35	山口県	3,290	231	12	3,059	137	274	265	113
36	徳島県	3,434	107	2	3,327	29	171	158	32
37	香川県	3,239	112		3,127	38	212	191	17
38	愛媛県	3,670	181	3	3,489	50	218	205	50
39	高知県	2,560	270	46	2,290	55			13
40	福岡県	4,643	645	61	3,998	111	49	45	4
41	佐賀県	2,906	371	38	2,535	109			
42	長崎県	4,828	313	45	4,515	68			
43	熊本県	2,265	462	37	1,803	57			
44	大分県	4,034	234	3	3,800	32	183	179	4
45	宮崎県	3,479	381	7	3,098	24			
46	鹿児島県	4,707	751	72	3,956	237			
47	沖縄県	1,324	345	25	979	11			
都道府県計		209,458	24,100	2,490	185,358	6,371 (3)	2,656	2,483	395
政令市計		58,041	6,372	1,044	51,669	3,724 (5)	1,087	1,009	227
合計		267,499	30,472	3,534	237,027	10,095 (8)	3,743	3,492	622
									251
									24

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(2)

	総 数	水質汚濁防止法上の特定事業場				瀬戸内海法上の特定事業場			
		平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	総 数	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	うち有害 物質 使用 特定事業場	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数
1	札幌市	78	41	2	37	1			
2	函館市	205	45		160	4			
3	旭川市	200	27	3	173	7			
4	青森市	529	79	8	450	2			
5	八戸市	409	71	12	338	7 (1)			
6	盛岡市	462	38	6	424	30			
7	仙台市	914	74	12	840	49			
8	秋田市	388	82	20	306	33			
9	山形市	631	80	8	551	35			
10	福島市	647	116	13	531				
11	郡山市	801	117	26	684	31			
12	いわき市	734	167	36	567	28			
13	水戸市	553	58	2	495	9			
14	つくば市	474	23	3	451	39			
15	宇都宮市	908	132	8	776	18			
16	前橋市	623	117	10	506	23			
17	高崎市	501	86	20	415	32			
18	伊勢崎市	545	125	34	420	25 (1)			
19	太田市	493	103	19	390	37 (2)			
20	さいたま市	848	79	16	769	44			
21	川越市	360	40	10	320	85			
22	熊谷市	617	79	8	538	12			
23	川口市	151	18	4	133	18			
24	所沢市	175	20	5	155	14			
25	春日部市	301	22	1	279	10			
26	草加市	204	18	10	186	29			
27	越谷市	302	25	1	277	25			
28	千葉市	513	58	23	455	21			
29	市川市	345	86	15	259	10			
30	船橋市	485	133	3	352	12			
31	松戸市	329	38	11	291	24			
32	柏市	258	55	7	203	20 (1)			
33	市原市	460	97	27	363	14			
34	八王子市	572	35	4	537	88			
35	町田市	108	19	2	89	30			
36	横浜市	1,615	89	34	1,526	301			
37	川崎市	627	64	33	563	85			
38	横須賀市	98	15	9	83	39			
39	平塚市	315	16	5	299	80			
40	藤沢市	211	25	12	186	44			
41	小田原市	304	34	11	270	7			
42	茅ヶ崎市	99	9	3	90	21			
43	相模原市	930	42	12	888	108			
44	厚木市	266	10	3	256	52			
45	大和市	106	12	5	94	24			
46	新潟市	1,476	150	12	1,326	115			
47	長岡市	696	66	10	630	45			
48	上越市	922	109	20	813	23			
49	富山市	944	233	53	711	35			
50	金沢市	544	73	13	471	47			
51	福井市	383	105	11	278	26			
52	甲府市	503	61	22	442	84			
53	長野市	1,225	131	45	1,094	127			
54	松本市	714	57	6	657	40			
55	岐阜市	866	72	11	794	35			

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(3)

	総数	水質汚濁防止法上の特定事業場				瀬戸内海法上の特定事業場			
		平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	総数	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上 の事業場数	うち有害 物質 使用 特定事業場	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満 の事業場数
56	静岡市	1,229	165	24	1,064	50			
57	浜松市	1,166	163	61	1,003	41			
58	沼津市	964	90	16	874	12			
59	富士市	681	159	20	522	21			
60	名古屋市	402	76	19	326	49			
61	豊橋市	773	99	20	674	24			
62	岡崎市	470	86	12	384	30			
63	一宮市	500	80	11	420	33			
64	春日井市	536	74	12	462	48			
65	豊田市	951	145	26	806	29			
66	四日市市	876	107	19	769	16			
67	大津市	334	37	11	297	24			
68	京都都市	1,131	10	6	1,121	4	27	23	2
69	大阪市	71	12		59	25	12	12	6
70	堺市	657	29		628	64	73	71	25
71	岸和田市	296	7		289	55			
72	豊中市	51	2		49	8			
73	吹田市	49	3		46	6			
74	高槻市	144	8	1	136	22	9	9	1
75	枚方市	170	19	2	151	19			
76	茨木市	83	1		82	20			
77	八尾市	327	9		318	54			
78	寝屋川市	139	3		136	21			
79	東大阪市	144	9		135	18	10	10	3
80	神戸市	724	42		682	83	53	49	5
81	姫路市	446	56		390	14	73	67	9
82	尼崎市	63	5		58	5	27	27	16
83	明石市	109	7		102	2			
84	西宮市	195	3		192	27	17	16	2
85	加古川市	210	10		200	16			
86	宝塚市	98			98	9			
87	奈良市	356	20	3	336	20	25	22	3
88	和歌山市	736	58	7	678	34	81	76	10
89	鳥取市	568	84	7	484	32			5
90	岡山市	1,036	70		966	50	102	94	8
91	倉敷市	883	16		867	24	137	130	7
92	広島市	961	44		917	66	41	37	4
93	呉市	600	30		570	41			
94	福山市	541	30		511	23	62	57	5
95	下関市	610	31		579	5	51	49	2
96	徳島市	714	60		654	21	54	49	11
97	高松市	1,051	37	1	1,014	37	46	39	4
98	松山市	659	34		625	39	71	68	8
99	高知市	650	101	17	549	13			
100	北九州市	170	9		161	17	57	52	5
101	福岡市	293	24	3	269				
102	久留米市	404	43	4	361	12			
103	長崎市	778	51	3	727	16			
104	佐世保市	576	51	4	525	7			
105	熊本市	946	70	6	876	33			
106	大分市	1,239	57		1,182	97	59	52	20
107	宮崎市	710	98	8	612	22			
108	鹿児島市	604	62	2	542	62			
政令市計		58,041	6,372	1,044	51,669	3,724 (5)	1,087	1,009	227
									78
									7

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

	釜房 ダム 貯水池	八郎湖		霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			中海		宍道湖	児島湖			総数		
	宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	島根県	岡山県	岡山市	倉敷市	
1																										1
1の2								2			1	6	1			1	4	1								10
2			1					8		1					1	1	6									26
3								2																		22
4								8			1	1					15									28
5								1			1							2								5
6																	1									0
7																										1
8								1																		2
9																										0
10			1					3			2					1		8								17
11								1																		0
12																										1
13																										0
14																										0
15																										0
16								3					1					3								9
17								4										1								5
18																										0
18の2																	2									3
18の3																										0
19																										29
20																										0
21																										0
21の2																										0
21の3								1																		2
21の4									1																	1
22																										2
23																										3
23の2								1										2	1						3	
24																										0
25																										0
26								1																		1
27								1																		1
28								1																		1
29																										0
30																										0
31																										0
32																										0
33								3			1								6							10
34																										0
35																										0
36																										0
37																										0
38																										0
39																										0
40																										0
41																										0
42																										1
43																										0
44																										0
45																										0
46								1			1								5							6
47																			5							8
48																										1

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

	釜房ダム 貯水池	八郎湖		露ヶ浦				印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			中海		宍道湖	児島湖			総数		
		宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	島根県	岡山県	岡山市	倉敷市	
49																											0
50																											0
51																											0
51の2																											5
51の3																											1
52																											0
53																											7
54																											6
55																											6
56																											0
57																											2
58																											2
59																											0
60																											1
61																											8
62																											5
63																											18
63の2																											0
63の3																											0
64																											0
64の2																											14
65																											78
66																											18
66の2	7	1																									80
66の3																											10
66の4																											14
66の5																											66
66の6																											1
66の7																											0
67																											13
68																											0
68の2																											15
69																											3
69の2																											0
69の3																											3
70																											0
70の2																											0
71																											7
71の2																											22
71の3																											2
71の4																											0
71の5																											2
71の6																											1
72																											344
73	1	10																									24
74																											60
みなし指定地 域特定施設1																											715
みなし指定地 域特定施設2	1	11																									1,022
湖沼特定 事業場数	9	27	1	0	265	2	17	128	19	17	31	1	44	72	0	594	41	0	0	56	63	140	14	136	66	1,743	
指定施設1		2																									24
指定施設2	0	2	0	0	66	0	0	4	1	0	2	0	0	4	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	84	
準用指定施設	27	20			621	41		18			23		213									20	39				1,022
総計	36	49	1	0	952	2	58	132	38	17	33	1	44	99	0	810	41	0	0	56	83	181	14	136	66	2,849	

表4 特定事業場の上位10業種

順 位	業種・施設名	事 業 場 数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50 m <sup>3</sup> 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50 m <sup>3</sup> 未満の事業場数
1	旅館業(66の2)	66,893 (25%)	4,669	62,224
2	自動式車両洗浄施設(71)	30,449 (11%)	108	30,341
3	畜産農業(1の2)	29,704 (11%)	396	29,308
4	洗たく業(67)	22,693 (8%)	492	22,201
5	豆腐・煮豆製造業(17)	12,391 (5%)	306	12,085
6	し尿処理施設(72)	11,842 (4%)	10,325	1,517
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	10,859 (4%)	2,333	8,526
8	水産食料品製造業(3)	8,748 (3%)	718	8,030
9	酸・アルカリ表面処理施設(65)	5,939 (2%)	1,405	4,534
10	写真現像業(68)	5,899 (2%)	20	5,879
総 計		205,417 (76%)	20,772	184,645

(注) 1.業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。

2.構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。

表5 特定事業場の業種別内訳(1)

号 番 号	業種・施設名	総 数	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
				うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
1	鉱業・水洗炭業	(水) (瀬) 151 15 166	50 10 60	8 4 12	101 5 106		
1 の 2	畜産農業	(水) (瀬) 29,695 9 29,704	387 9 396	10 10	29,308 29,308	36 36	
2	畜産食料品製造業	(水) (瀬) 2,857 89 2,946	580 89 669	15 2 17	2,277 2,277	4 4	
3	水産食料品製造業	(水) (瀬) 8,690 58 8,748	662 56 718		8,028 2 8,030	1 1	
4	保存食料品製造業	(水) (瀬) 4,712 64 4,776	519 60 579		4,193 4 4,197	1 1	
5	みそ・しょう油・グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水) (瀬) 3,407 28 3,435	158 27 185	3 1 4	3,249 1 3,250	2 2	
6	小麦粉製造業	(水) (瀬) 13 13			13 13		
7	砂糖製造業	(水) (瀬) 58 6 64	38 6 44		20 20		
8	パン・菓子製造業	(水) (瀬) 1,128 22 1,150	45 22 67	1 1	1,083 1,083		
9	米菓・こうじ製造業	(水) (瀬) 603 1 604	53 1 54		550 550	1 1	
10	飲料製造業	(水) (瀬) 3,956 62 4,018	461 59 520	14 14	3,495 3 3,498	8 8	
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水) (瀬) 535 6 541	95 6 101	1 1	440 440	6 6	
12	動植物性油脂製造業	(水) (瀬) 270 17 287	46 17 63		224 224	6 6	
13	イースト製造業	(水) (瀬) 3 1 4	2 1 3		1 1		
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水) (瀬) 100 4 104	67 4 71		33 33		

表5 特定事業場の業種別内訳(2)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
				うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
15	ブドウ糖・水あめ製造業	(水) (瀬) 30 30	12 12	1	18		
16	めん類製造業	(水) (瀬) 3,102 30 3,132	112 29 141		2,990 1 2,991		
17	豆腐・煮豆製造業	(水) (瀬) 12,350 41 12,391	266 40 306	1 1 2	12,084 1 12,085		
18	インスタントコーヒー製造業	(水) (瀬) 7 1 8	4 1 5		3 3		
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水) (瀬) 499 32 531	111 32 143		388 388		
18 の 3	たばこ製造業	(水) (瀬) 9 1 10	3 1 4		6 6		
19	紡績・繊維製品製造業	(水) (瀬) 2,351 185 2,536	344 181 525	82 11 93	2,007 4 2,011	120 1 121	
20	洗毛業	(水) (瀬) 20 20	2 2	1 1	18 18	1 1	
21	化学繊維製造業	(水) (瀬) 31 18 49	24 18 42	9 10 19	7 7 7	1 1 1	
21 の 2	一般製材業木材チップ製造業	(水) (瀬) 148 148	8 8	1 1	140 140		
21 の 3	合板製造業	(水) (瀬) 297 2 299	16 2 18		281 281	1 1	
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水) (瀬) 19 1 20	3 1 4	2 2	16 16		
22	木材薬品処理業	(水) (瀬) 358 358	9 9	6 6	349 349	48 48	
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水) (瀬) 680 96 776	330 96 426	31 24 55	350 350 350	3 3 3	
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水) (瀬) 1,545 6 1,551	31 6 37	10 2 12	1,514 1,514	104 104	

表5 特定事業場の業種別内訳(3)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
				うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
24	化 学 肥 料 製 造 業	(水) (瀬)	65 11 76	17 11 28	10 9 19	48	7 7
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水) (瀬)	1 1 2	1 1 2	1 1 2		
26	無 機 顔 料 製 造 業	(水) (瀬)	34 18 52	17 18 35	6 12 18	17 17	2 2
27	その他無機化学工業製品製造業	(水) (瀬)	395 78 473	147 78 225	70 47 117	248 248	76 76
28	アセチレン誘導品製造業	(水) (瀬)	40 3 43	12 3 15	2 1 3	28 28	3 3
29	コールタール製品製造業	(水) (瀬)	3 4 7	8 4 4	3 3 3	3 3	
30	発 酵 工 業	(水) (瀬)	35 2 37	8 2 10	2 2 2	27 27	
31	メタン誘導品製造業	(水) (瀬)	10 1 11	4 1 5	1 1 2	6 6	3 3
32	有機顔料・合成染料製造業	(水) (瀬)	45 7 52	14 7 21	10 3 13	31 31	6 6
33	合 成 樹 脂 製 造 業	(水) (瀬)	255 38 293	113 37 150	45 11 56	142 1 143	16 1 17
34	合 成 ゴ ム 製 造 業	(水) (瀬)	17 2 19	7 2 9	6 2 8	10 10	1 1
35	有 機 ゴ ム 薬 品 製 造 業	(水) (瀬)	9 4 13	5 4 9	3 3 6	4 4	
36	合 成 洗 剤 製 造 業	(水) (瀬)	16 2 18	4 2 6	1 1 1	12 12	1 1
37	そ の 他 石 油 化 学 工 業	(水) (瀬)	63 31 94	30 31 61	20 18 38	33 33	6 6
38	石 け ん 製 造 業	(水) (瀬)	27 3 30	3 3 3	1 1 1	27 27	1 1

表5 特定事業場の業種別内訳(4)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
				うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
39	硬化油製造業	(水) (瀬) 4 4	1 1			3 3	
40	脂肪酸製造業	(水) (瀬) 6 2 8	1 2 3	1 1		5 5	
41	香料製造業	(水) (瀬) 48 3 51	11 3 14	3 1 4		37 37	6 6
42	ゼラチン・にかわ製造業	(水) (瀬) 6 2 8	1 1 2			5 1 6	
43	写真感光材料製造業	(水) (瀬) 11 1 12	7 1 8	3 1 4		4 4	1 1
44	天然樹脂製品製造業	(水) (瀬) 6 6	1 1			5 5	
45	木材化学業	(水) (瀬) 1 1 2				1 1	
46	その他有機化学工業製品製造業	(水) (瀬) 398 51 449	162 50 212	79 26 105		236 1 237	50 50
47	医薬品製造業	(水) (瀬) 308 30 338	154 29 183	73 13 86		154 1 155	44 44
48	火薬製造業	(水) (瀬) 7 4 11	3 4 7	2 2 4		4 4	3 3
49	農薬製造業	(水) (瀬) 29 2 31	6 2 8	5 2 7		23 23	9 9
50	有機物質含有試薬製造業	(水) (瀬) 6 6	1 1	1 1		5 5	3 3
51	石油精製業	(水) (瀬) 30 16 46	20 16 36	8 10 18		10 10	1 1
51 の 2	自動車用タイヤ・チューブ・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	(水) (瀬) 137 18 155	44 17 61	21 9 30		93 1 94	18 18
51 の 3	医療・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・ 糸ゴム・ゴムバンド(ラテックス 成形型)製造業	(水) (瀬) 16 16	6 6	1 1		10 10	1 1

表5 特定事業場の業種別内訳(5)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
				4	118		
52	皮 製 造 業	(水) (瀬) 126 1 127	8 1 9	4	118	5	5
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水) (瀬) 781 8 789	131 7 138	84 6 90	650 1 651	291 1 292	
54	セメント製品製造業	(水) (瀬) 2,663 13 2,676	62 10 72	13 6 19	2,601 3 2,604	174 2 176	
55	生コンクリート製造業	(水) (瀬) 5,244 14 5,258	383 12 395	15 1 16	4,861 2 4,863	276 276	
56	有機質壁材製造業	(水) (瀬) 57 57			57 57	4 4	
57	人造黒鉛電極製造業	(水) (瀬) 9 1 10	7 1 8	3 3	2 2		
58	窯業原料精製業	(水) (瀬) 809 6 815	69 6 75	23 1 24	740 740	70 70	
59	碎石業	(水) (瀬) 836 16 852	78 14 92	1 1 1	758 2 760	3 3	
60	砂利採取業	(水) (瀬) 1,861 10 1,871	192 8 200		1,669 2 1,671	7 7	
61	鉄鋼業	(水) (瀬) 275 50 325	96 49 145	36 23 59	179 1 180	9 1 10	
62	非鉄金属製造業	(水) (瀬) 248 19 267	76 19 95	52 14 66	172 172	58 58	
63	金属製品・機械器具製造業	(水) (瀬) 2,406 69 2,475	491 64 555	300 35 335	1,915 5 1,920	475 2 477	
63 の 2	自動式洗びん施設	(水) (瀬) 42 1 43	5 1 6		37 37		
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水) (瀬) 27 14 41	24 14 38	10 9 19	3 3		
64	ガス供給業・コークス製造業	(水) (瀬) 19 3 22	4 3 7	1 2 3	15 15		

表5 特定事業場の業種別内訳(6)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
				うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水) (瀬) 759	699 60 302	256 46 29	23 6 457	443 14 17	17
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水) (瀬) 5,939	5,751 188 1,405	1,228 177 864	757 107 4,534	4,523 11 1,520	3 1,523
66	電気めつき施設	(水) (瀬) 1,800	1,764 36 555	520 35 487	461 26 1,245	1,244 1 1,002	1 1,003
66 の 2	旅館業	(水) (瀬) 66,893	66,408 485 4,669	4,257 412 64	62 2 64	62,151 73 62,224	48 48
66 の 3	共同調理場	(水) (瀬) 986	943 43 268	227 41 268		716 2 718	
66 の 4	弁当仕出屋・弁当製造業	(水) (瀬) 990	934 56 322	270 52 322		664 4 668	1 1
66 の 5	飲食店	(水) (瀬) 3,145	2,865 280 1,080	846 234 1,080	18 12 30	2,019 46 2,065	17 1 18
66 の 6	そば・うどん・すし店・喫茶店	(水) (瀬) 214	212 2 214	10 2 12		202 202	6 6
66 の 7	料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ	(水) (瀬) 84	84 84	2 2		82 82	
67	洗たく業	(水) (瀬) 22,693	22,639 54 492	440 52 74	70 4 74	22,199 2 22,201	1,972 1,972
68	写真現像業	(水) (瀬) 5,899	5,892 7 5,899	16 4 20	1 1 2	5,876 3 5,879	109 109
68 の 2	病院	(水) (瀬) 886	777 109 886	360 108 468	83 30 113	417 1 418	88 88
69	ヒ畜・死亡獣畜取扱業	(水) (瀬) 215	204 11 215	116 10 126	2	88 1 89	
69 の 2	中央卸売市場	(水) (瀬) 34	31 3 34	10 3 13	1	21 21	
69 の 3	地方卸売市場	(水) (瀬) 90	87 3 90	42 3 45		45 45	

表5 特定事業場の業種別内訳(7)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満の 事業場数	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)
				うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)	うち有害物質 使用特定事業場 (地下浸透分)		
70	廃油処理施設	(水) (瀬) 22 3 25	4 3 7	1 1	18 18		
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水) (瀬) 765 2 767	8 1 9	1 1	757 1 758	3 3	
71	自動式車両洗浄施設	(水) (瀬) 30,435 14 30,449	98 10 108	1 4	30,337 30,341	19 20	
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・検査を行なう事業場	(水) (瀬) 4,580 92 4,672	439 75 514	276 46 322	4,141 17 4,158	1,918 (3) 9 1,927 (3)	
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼却施設	(水) (瀬) 1,032 12 1,044	61 10 71	18 3 21	971 2 973	91 91	
71 の 4	産業廃棄物処理施設	(水) (瀬) 477 10 487	89 9 98	30 3 33	388 1 389	56 56	
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗浄施設	(水) (瀬) 1,167 8 1,175	56 8 64	55 8 63	1,111 1,111	1,111 (5) 1,111 (5)	
71 の 6	トリクロロエチレン等による 蒸留施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水) (瀬) 52 1 53	7 1 8	7 1 8	45 45	45 45	
72	し尿処理施設	(水) (瀬) 10,976 866 11,842	9,484 841 10,325	204 26 230	1,492 25 1,517	37 37	
73	下水道終末処理施設	(水) (瀬) 2,167 2,167	2,132 2,132	255 255	35 35		
74	特定事業場からの廃水処理施設	(水) (瀬) 622 43 665	300 42 342	68 16 84	322 1 323	36 36	
-	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)		10,859 10,859	2,333 2,333	31 31	8,526 8,526	26 26
合 計		(水) (瀬) 267,499 3,743 271,242	30,472 3,492 33,964	3,534 622 4,156	237,027 251 237,278	10,095 (8) 24 10,119 (8)	

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。

2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、下段は両者の合計である。

表6 届出関係、計画変更命令等(1)

水質汚濁防止法

		第5条の届出			第7条 届出	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項 届出	第10条 届出			第11条 届出
		第1項	第2項	計		第5条 関係	第7条 関係	計		氏名等 変更	使用 廃止	計	
1	北海道	78		78	105					177	91	268	65
2	青森県	40		40	44					65	54	119	34
3	岩手県	104		104	35					117	86	203	31
4	宮城县	63		63	71					94	60	154	44
5	秋田県	72		72	26				1	91	77	168	52
6	山形県	92		92	75					179	556	735	156
7	福島県	72		72	46					85	77	162	23
8	茨城県	229		229	103					181	131	312	41
9	栃木県	133		133	74					156	116	272	40
10	群馬県	69		69	26					67	51	118	23
11	埼玉県	273		273	87					229	241	470	68
12	千葉県	82		82	62					270	136	406	38
13	東京都	83		83	68					101	84	185	18
14	神奈川県	44		44	22					94	67	161	9
15	新潟県	71		71	71				3	217	130	347	44
16	富山县	44		44	40					43	41	84	9
17	石川県	21		21	50					63	61	124	22
18	福井県	62		62	29					51	55	106	13
19	山梨県	72		72	44				2	89	63	152	28
20	長野県	76		76	108					209	139	348	52
21	岐阜県	93		93	60				1	222	123	345	50
22	静岡県	111		111	85					180	82	262	27
23	愛知県	217		217	196					356	382	738	95
24	三重県	117		117	99					121	160	281	50
25	滋賀県	116		116	132					123	105	228	17
26	京都府	71		71	35				1	146	146	292	94
27	大阪府	54		54	38					67	79	146	41
28	兵庫県	60		60	45					156	75	231	10
29	奈良県	18		18	5					10	11	21	8
30	和歌山县	32		32	15					23	23	46	13
31	鳥取県	30		30	15					100	37	137	30
32	島根県	66		66	61					70	141	211	25
33	岡山県	36		36	38					25	39	64	17
34	広島県	70		70	20					89	65	154	24
35	山口県	24		24	15					29	29	58	8
36	徳島県	35		35	7					33	13	46	6
37	香川県	27		27	61					103	36	139	19
38	愛媛県	35		35	24					53	61	114	36
39	高知県	64		64	11					31	41	72	12
40	福岡県	86		86	57					147	249	396	33
41	佐賀県	72		72	30					50	163	213	17
42	長崎県	317		317	63					55	36	91	33
43	熊本県	96		96	36					57	14	71	20
44	大分県	104		104	14					31	24	55	28
45	宮崎県	56		56	33					63	46	109	12
46	鹿児島県	96		96	45					53	49	102	37
47	沖縄県	20		20	16					18	8	26	3
都道府県計		3,903		3,903	2,442				8	4,989	4,553	9,542	1,575
政令市計		1,404		1,404	1,097				2	2,116	1,750	3,866	380
合計		5,307		5,307	3,539				10	7,105	6,303	13,408	1,955

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

		第5条の届出			第7条 届出	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項 届出	第10条 届出			第11条 届出
		第1項	第2項	計		第5条 関係	第7条 関係	計		氏名等 変更	使用 廃止	計	
1	札幌市	2		2	1					21	3	24	1
2	函館市	3		3	2					7	1	8	1
3	旭川市	4		4	2					6	5	11	4
4	青森市	7		7	4					19	4	23	4
5	八戸市	6		6	8					17	2	19	4
6	盛岡市	11		11	2					24	6	30	
7	仙台市	13		13	37					15	3	18	5
8	秋田市	17		17	4					14	11	25	7
9	山形市	17		17	16					18	12	30	
10	福島市	5		5	2					13	6	19	2
11	郡山市	27		27	18					38	16	54	5
12	いわき市	14		14	11				1	40	45	85	5
13	水戸市	6		6	5					7	10	17	2
14	つくば市	49		49	13					11	35	46	1
15	宇都宮市	6		6	7					11	9	20	4
16	前橋市	32		32	7					21	14	35	1
17	高崎市	19		19	8					27	22	49	8
18	伊勢崎市	9		9	6					16	17	33	4
19	太田市	21		21	15					18	11	29	
20	さいたま市	13		13	13					24	16	40	6
21	川越市	3		3	26					28	9	37	11
22	熊谷市	10		10	3					16	9	25	3
23	川口市	4		4	2					8		8	1
24	所沢市	4		4	1				1	28	4	32	2
25	春日部市	2		2	1					6	9	15	1
26	草加市	5		5	4					3	3	6	
27	越谷市	1		1	3					4	5	9	1
28	千葉市	11		11	13					20	12	32	3
29	市川市	4		4	20					36	7	43	4
30	船橋市	5		5	7					73	39	112	12
31	松戸市	10		10	5					38	7	45	1
32	柏原市	4		4	3					10	12	22	2
33	市原市	10		10	9					32	13	45	
34	八王子市	15		15	5					21	25	46	9
35	町田市	6		6	1					6	4	10	
36	横浜市	71		71	94					77	57	134	17
37	川崎市	34		34	46					63	29	92	10
38	横須賀市	5		5	1					15	12	27	
39	平塚市	21		21	19					24	26	50	4
40	藤沢市	16		16	6					15	13	28	2
41	小田原市	17		17	3					15	7	22	
42	茅ヶ崎市	8		8	1					10	12	22	
43	相模原市	34		34	35					49	54	103	9
44	厚木市	10		10	5					12	13	25	1
45	大和市	3		3						7	9	16	
46	新潟市	22		22	14					16	18	34	7
47	長岡市	14		14	7					3	5	8	4
48	上越市	11		11	8					7	3	10	2
49	富山市	27		27	16					29	27	56	3
50	金沢市	26		26	8					28	15	43	1
51	福井市	13		13	3					23	29	52	2
52	甲府市	4		4	4					7	5	12	3
53	長野市	17		17	10					11	5	16	
54	松本市	12		12	31					35	27	62	9
55	岐阜市	13		13	4					28	13	41	2

表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

		第5条の届出			第7条 届出	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条 第1項 届出	第10条 届出			第11条 届出
		第1項	第2項	計		第5条 関係	第7条 関係	計		氏名等 変更	使用 廃止	計	
56	静岡市	17		17	22					21	15	36	1
57	浜松市	26		26	16					51	39	90	7
58	沼津市	9		9	10					20	4	24	1
59	富士市	28		28	33					23	8	31	2
60	名古屋市	18		18	36					44	21	65	3
61	豊橋市	7		7	16					40	24	64	4
62	岡崎市	13		13	9					47	51	98	7
63	一宮市	6		6	3					24	27	51	8
64	春日井市	16		16	12					36	18	54	6
65	豊田市	54		54	39					41	60	101	1
66	四日市市	54		54	82					30	32	62	11
67	大津市	21		21	8					35	25	60	9
68	京都府	12		12	8					18	18	36	5
69	大阪市	12		12	14					10	10	20	
70	堺市	4		4	10					10	10	20	1
71	岸和田市	8		8	1					19	17	36	5
72	豊中市	3		3	3								
73	吹田市	4		4	3					4	9	13	4
74	高槻市	9		9	5					13	21	34	6
75	枚方市	17		17	8					28	13	41	5
76	茨木市	8		8						1	7	8	
77	八尾市	3		3	4					8	12	20	1
78	寝屋川市	2		2	1					15	15	30	
79	東大阪市									1	32	33	
80	神戸市	10		10	4					32	21	53	11
81	姫路市	15		15	5					9	11	20	
82	尼崎市	4		4	5					6	3	9	2
83	明石市	13		13	8					6	7	13	2
84	西宮市	3		3	2					8	2	10	1
85	加古川市	3		3	2					11	2	13	
86	宝塚市	1		1	2					2	1	3	
87	奈良市	6		6	1					7	5	12	3
88	和歌山市	9		9	8					10	6	16	6
89	鳥取市	2		2	4					5	4	9	1
90	岡山市	22		22	7					18	19	37	7
91	倉敷市	15		15	6					26	22	48	6
92	広島市	21		21	7					25	17	42	6
93	呉市	8		8	7					4	7	11	
94	福山市	6		6	5					16	16	32	8
95	下関市				2					2	2	2	
96	徳島市	1		1	6					12	1	13	
97	高松市	15		15	11					30	19	49	7
98	松山市	5		5	3					23	37	60	9
99	高知市	12		12	1					8	5	13	2
100	北九州市	3		3						6	5	11	
101	福岡市	1		1	3					8	50	58	
102	久留米市	1		1	13					7	19	26	8
103	長崎市	15		15	10					3	13	16	2
104	佐世保市	17		17	7					19	90	109	1
105	熊本市	28		28	4					31	31	62	4
106	大分市	18		18	9					37	23	60	10
107	宮崎市	31		31	8					20	25	45	3
108	鹿児島市	15		15	5					18	14	32	4
政令市計		1,404		1,404	1,097				2	2,116	1,750	3,866	380

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（1）

		水質汚濁防止法														
		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項) 立入検査事業場数						
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 域	地下水	昼間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	計	うち地 下浸透 水にか かるも の	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの
1	北海道	1								929		2		931		
2	青森県									456	3	2		458	3	
3	岩手県									611				611		
4	宮城县									632				632		
5	秋田県									802				802		
6	山形県									511		3		514		
7	福島県									309				309		
8	茨城県									694				694		
9	栃木県									500				500		
10	群馬県									315				315		
11	埼玉県									1,946				1,946		
12	千葉県									797				797		
13	東京都									568	89			568	89	
14	神奈川県									335				335		
15	新潟県	1								516		7		523		
16	富山县									186				186		
17	石川県									468				468		
18	福井県									316				316		
19	山梨県									483	10			493		
20	長野県									1,272	11			1,283		
21	岐阜県									782				782		
22	静岡県									563	23			586		
23	愛知県									2,869				2,869		
24	三重県									759				759		
25	滋賀県									245	1			245	1	
26	京都府									321				321		113
27	大阪府									883				883		233
28	兵庫県									544				544		147
29	奈良県									229				229		109
30	和歌山县									232				232		82
31	鳥取県									223		2		225		
32	島根県									192				192		
33	岡山県									493				493		218
34	広島県	2								875				875		304
35	山口県									657				657		332
36	徳島県									280				280		135
37	香川県									621				621		127
38	愛媛県									450				450		123
39	高知県									225				225		
40	福岡県	1								447				447		26
41	佐賀県									378				378		
42	長崎県	1								1,120	18			1,138		
43	熊本県									275				275		
44	大分県									609				609		57
45	宮崎県									538				538		
46	鹿児島県	4								328				328		
47	沖縄県									147				147		
都道府県計		10	0	0	0	0	0	0	0	27,931	93	78	0	28,009	93	2,006
政令市計		6	0	0	0	0	0	0	0	12,741	6	510	0	13,251	6	2,193
合 計		16	0	0	0	0	0	0	0	40,672	99	588	0	41,260	99	4,199

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（2）

水質汚濁防止法

		行政指導														
		公共用水域						地下水								
		指導件数			指導内容			指導件数			指導内容					
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	地下水の浄化	その他	合計
1	北海道	40	256	296	71	3	254	328	2	18	20				20	20
2	青森県	47	13	60	15		51	66							6	6
3	岩手県	21	35	56	20		36	56								
4	宮城県	19	58	77	23	1	54	78								
5	秋田県	52	96	148	20		128	148								
6	山形県	22	160	182	13		209	222								
7	福島県	67	98	165	50		134	184								
8	茨城県	266	238	504	108		409	517								
9	栃木県	172	62	234	21		293	314								
10	群馬県	39	191	230	21		209	230								
11	埼玉県	86	673	759	159	15	599	773								
12	千葉県	108	222	330	81		255	336								
13	東京都	3	165	168			168	168								
14	神奈川県	6	13	19	5	1	13	19								
15	新潟県	41	45	86	26		60	86								
16	富山县		5	5	2		3	5								
17	石川県		6		6			6							1	1
18	福井県		8	55	63	9		61	70		1	1				
19	山梨県		34	134	168	74	1	102	177							
20	長野県		75	228	303	57		252	309							
21	岐阜県		17		17	17			17							
22	静岡県		34		34	6		28	34							
23	愛知県		99	245	344	60		284	344							
24	三重県		55	301	356	74		293	367							
25	滋賀県		118	118	236	22		219	241							
26	京都府		33		33	23		10	33							
27	大阪府		65	181	246	99		147	246							
28	兵庫県		14	8	22	16	1	5	22						1	1
29	奈良県		7	4	11	11			11	1		1				
30	和歌山县		20	14	34	20		14	34							
31	鳥取県		16	5	21	16		5	21							
32	島根県		61		61	25		36	61							
33	岡山県		18	34	52	2		50	52							
34	広島県		83	2	85		2	83	85							
35	山口県		26	22	48	41		7	48		1	1	1			1
36	徳島県		6	9	15	9		6	15							
37	香川県		47	47	94	60		34	94							
38	愛媛県		5	8	13	13			13							
39	高知県		7	50	57	2		55	57							
40	福岡県		35		35	20		15	35							
41	佐賀県		29	69	98	7		91	98							
42	長崎県		14	62	76	25		51	76							
43	熊本県		10		10	3			7	10						
44	大分県		5	3	8	1			7	8						
45	宮崎県		33	27	60	53		7	60							
46	鹿児島県		23		23	23			23							
47	沖縄県		5	79	84	58		26	84							
都道府県計		1,997	4,035	6,032	1,487	24	4,770	6,281	3	26	29	1	0	1	27	29
政令市計		883	1,060	1,943	719	4	1,240	1,963	10	62	72		0		72	72
合 計		2,880	5,095	7,975	2,206	28	6,010	8,244	13	88	101	1	0	1	99	101

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（3）

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項) 立入検査事業場数				水質汚濁防止法	
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 域	地下水	昼間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	うち地 下浸透 水にか かるも の	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの
										計					
1	札幌市									75				75	
2	函館市									35				35	
3	旭川市									54				54	
4	青森市									72				72	
5	八戸市									77		17		94	
6	盛岡市									38				38	
7	仙台市									160				160	
8	秋田市									77		6		83	
9	山形市									48		3		51	
10	福島市									94				94	
11	郡山市									79				79	
12	いわき市									196				196	
13	水戸市									5				5	
14	つくば市									32				32	
15	宇都宮市									89				89	
16	前橋市									173				175	
17	高崎市									255				255	
18	伊勢崎市									53				53	
19	太田市									55		5		55	
20	さいたま市									190				190	
21	川越市									357				357	
22	熊谷市									124				124	
23	川口市									138				138	
24	所沢市									95				95	
25	春日部市									51				51	
26	草加市									37				37	
27	越谷市	1								108				108	
28	千葉市									168				168	
29	市川市	1								171		7		178	
30	船橋市									195				195	
31	松戸市									110				110	
32	柏市									71		1		71	
33	市原市	2								131				131	
34	八王子市									48				48	
35	町田市									37				37	
36	横浜市									494				494	
37	川崎市									235		4		239	
38	横須賀市									52		4		56	
39	平塚市									95				95	
40	藤沢市									97				97	
41	小田原市									15				15	
42	茅ヶ崎市									64				64	
43	相模原市									216				216	
44	厚木市									12				12	
45	大和市									39				39	
46	新潟市									196		3		199	
47	長岡市									51				51	
48	上越市									88				88	
49	富山市									202				202	
50	金沢市									185		6		191	
51	福井市									91				91	
52	甲府市									28				28	
53	長野市									97				97	
54	松本市									131		2		133	
55	岐阜市									105		2		107	

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（4）

水質汚濁防止法

		行政指導													
		公共用水域						地下水							
		指導件数			指導内容			指導件数			指導内容				
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	地下水の浄化	その他
1	札幌市	5		5			5	5							
2	函館市	1	1	2	1		1	2							
3	旭川市	3		3	3			3							
4	青森市	15		15	15			15							
5	八戸市	5	9	14	5		9	14							
6	盛岡市	26	15	41	5		36	41							
7	仙台市	8		8	8			8							
8	秋田市	4		4	4			4							
9	山形市	6	9	15	13	1	3	17							
10	福島市	4		4	2		2	4							
11	郡山市	2	5	7			7	7		3	3			3	3
12	いわき市	11		11	11			11							
13	水戸市														
14	つくば市	5	18	23	23	1		24							
15	宇都宮市	1		1	1			1							
16	前橋市	19	1	20	20			20							
17	高崎市	14		14	14			14							
18	伊勢崎市	18	5	23	21		2	23							
19	太田市	9		9	9			9							
20	さいたま市	21		21	21			21							
21	川越市	43		43	43			43							
22	熊谷市	13	33	46	13		33	46							
23	川口市	20		20	20			20							
24	所沢市	7		7	3		4	7							
25	春日部市														
26	草加市	6		6	6			6							
27	越谷市	30		30	30			30							
28	千葉市	6		6	1		5	6							
29	市川市	18	19	37	30		7	37							
30	船橋市	14		14			14	14							
31	松戸市	5	27	32	12		20	32							
32	柏市	8		8	8			8							
33	市原市	3		3	3			3							
34	八王子市	2		2			2	2							
35	町田市	5		5			5	5							
36	横浜市	17	281	298			298	298		58	58			58	58
37	川崎市	12		12	12			12		10	10			10	10
38	横須賀市	2		2	2			2							
39	平塚市	18		18	2		16	18							
40	藤沢市	2		2	2			2							
41	小田原市			2	2		1	1	2						
42	茅ヶ崎市			81	81			81	81						
43	相模原市			3	3	1		2	3						
44	厚木市							2	3						
45	大和市							5	5						
46	新潟市	15		15	8		7	15							
47	長岡市	4		4	4			4							
48	上越市	2		2			2	2							
49	富山市	12	12	24			24	24							
50	金沢市	13	24	37	4		33	37							
51	福井市	8	15	23	11		12	23							
52	甲府市		5	5			5	5							
53	長野市	8		8	8			8							
54	松本市	5	13	18	6	6		12	18						
55	岐阜市	6		6	6	6		6							

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（5）

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)		要請(第23条 第4項)		立入検査(第22条第1項) 立入検査事業場数				水質汚濁防止法		
		第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第13条 第1項	第13条 の2 第1項	第1項	第2項	公共用 域	地下水	昼間 立入	夜間 立入	うち地 下浸透 水にか かるも の	うち地 下浸透 水にか かるも の	うち地 下浸透 水にか かるも の	うち瀬戸内 海法上の特 定施設を設 置する工 場、事業場 に係るもの	
										計						
56	静岡市									65				65		
57	浜松市									67				67		
58	沼津市									36				47		
59	富士市									179				224		
60	名古屋市									233				240		
61	豊橋市									189				189		
62	岡崎市									219				219		
63	一宮市									200				200		
64	春日井市									147				149		
65	豊田市									168				175		
66	四日市市									95				95		
67	大津市									61				61		
68	京都府									68				68		
69	大阪市									60				64	31	
70	堺市									303				303	98	
71	岸和田市									63				65	11	
72	豊中市									9				9		
73	吹田市									40				40	26	
74	高槻市									83				83		
75	枚方市	1								239				239	82	
76	茨木市									21				21	12	
77	八尾市									140				140	21	
78	寝屋川市									17				17	2	
79	東大阪市									188				188	12	
80	神戸市									243				243	105	
81	姫路市									188				194	88	
82	尼崎市									206				206	159	
83	明石市									125				125	77	
84	西宮市									74				74	49	
85	加古川市									159				159	130	
86	宝塚市									8				8		
87	奈良市									53				53	27	
88	和歌山市									204				516	413	
89	鳥取市									76				76		
90	岡山市									123				123	68	
91	倉敷市									455				472	381	
92	広島市									151				151	49	
93	呉市									100				111	51	
94	福山市	1								137				143	62	
95	下関市									70				76	46	
96	徳島市									119				119	66	
97	高松市									130				130	48	
98	松山市									169				169	79	
99	高知市									10				10		
100	北九州市									112				119		
101	福岡市									39				39		
102	久留米市									56				56		
103	長崎市									62				62		
104	佐世保市									78				78		
105	熊本市									66				66		
106	大分市									244				255		
107	宮崎市									68				68		
108	鹿児島市									135				135		
政令市計		6								12,741	6	510		13,251	6	2,193

表7 改善命令、立入検査、行政指導件数等（6）

水質汚濁防止法

		行政指導														
		公共用水域						地下水								
		指導件数			指導内容			指導件数			指導内容					
		文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	その他	合計	文書	口頭	合計	処理施設の設置・改善	排水の一時停止	地下水の浄化	その他	合計
56	静岡市															
57	浜松市															
58	沼津市	5	5	10	10											
59	富士市	7	7	12	1			6	7	7						
60	名古屋市	3	9	12	5			7	12							
61	豊橋市	49		49	49				49							
62	岡崎市	34	32	66	38			28	66							
63	一宮市	12	4	16	8			8	16							
64	春日井市	11		11	11				11							
65	豊田市	11	4	15	9	1		5	15							
66	四日市市	7		7	3			7	10							
67	大津市	6		6				6	6							
68	京都府	4	6	10				10	10							
69	大阪市	3		3	1			2	3							
70	堺市	21		21	21				21							
71	岸和田市	20	23	43	9			34	43							
72	豊中市							15	15							
73	吹田市	1	14	15												
74	高槻市	1	1	2	2				2							
75	枚方市	11	8	19				19	19							
76	茨木市		12	12	1			11	12							
77	八尾市	43		43	43				43							
78	寝屋川市	5	2	7				8	8						1	1
79	東大阪市	5	225	230	4			226	230							
80	神戸市	1	15	16				16	16							
81	姫路市		4	4				4	4							
82	尼崎市		2	2	2				2							
83	明石市		6	4	10			10	10							
84	西宮市	5	19	24				24	24							
85	加古川市		2	2	2				2	2						
86	宝塚市		2	2	2				2	2						
87	奈良市		2	2	2				2	2						
88	和歌山市	7		7	4			3	7							
89	鳥取市	6		6	6				6							
90	岡山市	16	2	18				18	18							
91	倉敷市	18	2	20	5			15	20							
92	広島市	11		11	11				11							
93	呉市	4		4				4	4							
94	福山市	9	7	16	16				16							
95	下関市	2		2	1			1	2							
96	徳島市	4	1	5				5	5							
97	高松市	13	11	24	24				24							
98	松山市	10	12	22				22	22							
99	高知市			1	1				1							
100	北九州市	1														
101	福岡市		1	1				1	1							
102	久留米市	6	21	27	14			15	29							
103	長崎市	2		2	2				2							
104	佐世保市	5		5				5	5							
105	熊本市	1	1	2	1			2	3							
106	大分市	3		3				3	3							
107	宮崎市		17	17				27	27							
108	鹿児島市	13		13				13	13							
政令市計		883	1,060	1,943	719	4	1,240	1,963	10	62	72			72	72	

(注) 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

表8 計画変更命令、改善命令及び一時停止命令等の発動業種別内訳

改善命令（第13条第1項）

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
畜産農業(1の2)	3	BOD、SS、大腸菌群数
保存食料品製造業(4)	3	pH、BOD、大腸菌群数
畜産食料品製造業(2)	2	BOD、SS、大腸菌群数
弁当仕出屋・弁当製造業(66の4)	2	BOD、SS、窒素、リン
水産食料品製造業(3)	1	COD、SS
飲料製造業(10)	1	BOD
豆腐・煮豆製造業(17)	1	BOD
その他石油化学工業(37)	1	1,1,2-ジメチルエチレン
電気めっき施設(66)	1	鉛
旅館業(66の2)	1	COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質

(注)

1. 業種における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。

2. 表7において件数が0のものについては掲載していない。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（1）

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)				緊急時の措置 (第18条)				
					第1項		第3項						
公	共用域				地	下水	公	共用域					
1	北 海 道	1			3	2	26	13					
2	青 森 県				1		9						
3	岩 手 県						4						
4	宮 城 県				1								
5	秋 田 県				1		13						
6	山 形 県				3		8	3					
7	福 島 県				2		7						
8	茨 城 県				3		1	5					
9	栃 木 県												
10	群 馬 県				5								
11	埼 玉 県					1	3						
12	千 葉 県	2			1		13						
13	東 京 都												
14	神 奈 川 県	1			10		9	2					
15	新 潟 県												
16	富 山 県				1	2	8	1					
17	石 川 県				3		6						
18	福 井 県				6		2	1					
19	山 梨 県				4	1	1	2					
20	長 野 県				11		4						
21	岐 阜 県				9		9						
22	静 岡 県					2							
23	愛 知 県	1			10		4						
24	三 重 県				5		1						
25	滋 賀 県				7	1	5						
26	京 都 府	1											
27	大 阪 府	1			6		4						
28	兵 庫 県	1					7						
29	奈 良 県						2						
30	和 歌 山 県												
31	鳥 取 県				3		2						
32	島 根 県				2		1						
33	岡 山 県				3		4						
34	広 島 県				3		1						
35	山 口 県				1		6						
36	徳 島 県				1								
37	香 川 県				2		3						
38	愛 媛 県				1								
39	高 知 県												
40	福 岡 県				7		5						
41	佐 賀 県				3		1						
42	長 崎 県							1					
43	熊 本 県												
44	大 分 県												
45	宮 崎 県												
46	鹿 児 島 県				1		5						
47	沖 縄 県												
都道府県計		8			124	9	174	28					
政令市計		3			42	5	45	6					
合 計		11			166	14	219	34					

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（2）

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)				緊急時の措置 (第18条)				
					第1項		第3項						
公	共用域				地	下水	公	共用域					
1	札幌市							3					
2	函館市												
3	旭川市												
4	青森市					1							
5	八戸市												
6	盛岡市												
7	仙台市						1						
8	秋田市					2		1					
9	山形市					2							
10	福島市						4						
11	郡山市												
12	いわき市												
13	水戸市												
14	つくば市												
15	宇都宮市												
16	前橋市												
17	高崎市												
18	伊勢崎市					2							
19	太田市					2							
20	さいたま市												
21	川越市					1							
22	熊谷市					1							
23	川口市												
24	所沢市												
25	春日部市												
26	草加市												
27	越谷市												
28	千葉市												
29	市川市												
30	船橋市	1				1							
31	松戸市												
32	柏市												
33	市原市												
34	八王子市						2						
35	町田市					1							
36	横浜市					2							
37	川崎市	1				1							
38	横須賀市						1						
39	平塚市												
40	藤沢市												
41	小田原市												
42	茅ヶ崎市												
43	相模原市												
44	厚木市												
45	大和市												
46	新潟市												
47	長岡市												
48	上越市												
49	富山市												
50	金沢市												
51	福井市												
52	甲府市												
53	長野市												
54	松本市												
55	岐阜市												

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等（3）

		排水基準違反 (第31条第1項 第1号)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁 防止法違反	事故時の措置 (第14条の2)				緊急時の措置 (第18条)
					第1項		第3項		
公	共	用	城	地	下	水	応急措置 命 合		
56	静岡市				8				
57	浜松市				1				
58	沼津市				1				
59	富士市								
60	名古屋市					1			
61	豊橋市								
62	岡崎市				1				
63	一宮市				1				
64	春日井市				1			2	
65	豊田市								
66	四日市市				2	1			
67	大津市				1		1		
68	京都都市								
69	大阪市								
70	堺市								
71	岸和田市				1		1		
72	豊中市						1		
73	吹田市								
74	高槻市								
75	枚方市								
76	茨木市								
77	八尾市				1				
78	寝屋川市								
79	東大阪市								
80	神戸市						1	1	
81	姫路市								
82	尼崎市					1			
83	明石市								
84	西宮市								
85	加古川市				1				
86	宝塚市								
87	奈良市						1		
88	和歌山市				1				
89	鳥取市						1		
90	岡山市								
91	倉敷市								
92	広島市						3		
93	呉市	1							
94	福山市								
95	下関市								
96	徳島市								
97	高松市								
98	松山市				3		1		
99	高知市								
100	北九州市								
101	福岡市								
102	久留米市				1		1		
103	長崎市								
104	佐世保市								
105	熊本市								
106	大分市						2		
107	宮崎市						6		
108	鹿児島市								
政令市計		3			42	5	45	6	

表10 排水基準違反等の違反業種、違反項目別内訳

排水基準違反（第31条）

業種別内訳

違反業種	件数
酸・アルカリ表面処理施設(65)	2
鉄鋼業(61)	2
畜産農業(1の2)	1
水産食料品製造業(3)	1
豆腐・煮豆製造業(17)	1
紡績・繊維製品製造業(19)	1
合成樹脂製造業(33)	1
非鉄金属製造業(62)	1
弁当仕出屋・弁当製造業(66の4)	1

項目別内訳

違反項目	件数
pH	6
SS	5
BOD	3
COD	2
亜鉛	2
カドミウム	2
鉛	1
六価クロム	1

（注）

1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。
3. 表9において件数が0のものについては掲載していない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等(1)

		指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の3 指導等 ( )内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
第5条 関係	第7条 関係		日平均排水 量5.0m <sup>3</sup> 未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場		その他						
東京	埼玉県	583							16			5,568
	千葉県	219							3			1,950
	東京都	88							1			1,345
	神奈川県	2										147
湾	都府県計	892							20			9,010
	政令市計	855							39	12		6,261
	合 計	1,747							59	12		15,271
伊勢湾	岐阜県	829							13			5,737
	愛知県	1,213			7				29			7,628
	三重県	690			2 (2)	1 (1)			18			4,714
	都府県計	2,732			9 (2)	1 (1)			60			18,079
	政令市計	727			3 (3)				18			4,625
	合 計	3,459			12 (5)	1 (1)			78			22,704
瀬戸内海	京都府	180							7			1,415
	大阪府	309							8			1,766
	兵庫県	634							14			4,282
	奈良県	391										1,953
	和歌山県	199							8			1,121
海	岡山県	367							11			2,775
	広島県	440							8			2,946
	山口県	432										2,519
	徳島県	265							4			2,995
	香川県	302							4			3,148
	愛媛県	372							19			3,349
	福岡県	94								3		469
	大分県	317								1		3,168
	都府県計	4,302							87			31,906
	政令市計	1,806			2 (1)				79			13,963
	合 計	6,108			2 (1)				166			45,869
	都府県合計	7,926			9 (2)	1 (1)			167			58,995
	政令市合計	3,388			5 (4)				136	12		24,849
	合 計	11,314			14 (6)	1 (1)			303	12		83,844

(注)「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等(2)

		指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等		第13条 第3項 改善措置 命令	第13条の3 指導等 ( )内は口頭指導の内数			第14条 第3項 届出	第22条 第2項 報告徴収	総量規制 関連罰則	その他 特定事業場数
			第5条 関係	第7条 関係		日平均排水 量50m <sup>3</sup> 未満	施行令別表 第4の施設 を設置する 事業場	その他				
東	さいたま市	79										769
	川越市	40										320
	熊谷市	56										354
	川口市	18										133
	所沢市	20										155
	春日部市	22										279
京	草加市	9							9			186
	越谷市	25							2			277
	千葉市	44							5			331
	市川市	86							1			259
	船橋市	120										299
	松戸市	37							5			278
湾	柏市	5										13
	市原市	97							3			363
	八王子市	35										537
	町田市	12										53
	横浜市	76							6			1,070
	川崎市	64							8	12		563
伊勢湾	横須賀市	10										22
	政令市計	855							39	12		6,261
	岐阜市	72										794
	名古屋市	76							6			326
	豊橋市	98							3			664
	岡崎市	82										384
瀬戸内海	一宮市	80										420
	春日井市	74							1			462
	豊田市	145							1			806
	四日市市	100							7			769
	政令市計	727				3 (3)			18			4,625
	京都市	33										1,125
瀬戸内海	大阪市	24										59
	堺市	100							8			630
	岸和田市	13							1			289
	豊中市	2										49
	吹田市	9							1			49
	高槻市	17										136
北九州	枚方市	37					2 (1)					149
	茨木市	7										82
	八尾市	21							1			318
	寝屋川市	3										136
	東大阪市	12							5			135
	神戸市	91							8			686
北九州	姫路市	123							6			396
	尼崎市	32							1			58
	明石市	20							4			106
	西宮市	13										193
	加古川市	31										206
	宝塚市	6										98
北九州	奈良市	37										332
	和歌山市	134							1			683
	岡山市	164							5			974
	倉敷市	146							15			874
	広島市	81										921
	呉市	45							2			570
北九州	福山市	87							1			511
	下関市	63							5			543
	徳島市	109							4			659
	高松市	76							4			1,021
	松山市	102										628
	北九州市	59										158
大分	大分市	109							7			1,189
	政令市計	1,806				2 (1)			79			13,963
政令市合計		3,388				5 (4)			136	12		24,849

表12 計画変更命令等、改善措置命令等、総量規制関連違反の内訳

該当なし

表13 濑戸内海法に基づく許可、措置命令および届出等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条 第2項 届出	第8条 第4項 届出	第9条 届出			第10条 第3項 届出	第12条 の8 届出		
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条 関係	第8条 関係	計			氏名等 変更	使用 廃止	計				
京都府	4	4			5	5							1	4	20	9	29	3		
大阪府	21	17		4	26	22		4						3	41	13	54	6		
兵庫県	43	32		11	50	43		7						7	67	19	86	5		
奈良県	2	2			3	3									3	5	8			
和歌山県	8	8			6	6									6	3	9	1		
岡山県	25	23		2	29	28		1						5	19	17	36	8		
広島県	17	13		4	20	19		1							38	8	46	4		
山口県	20	16		4	56	52		4						2	38	9	47	5		
徳島県	24	20		4	34	30		4							28	21	49	4		
香川県	13	13			8	8								7	30	16	46	5	1	
愛媛県	13	9		4	32	31		1							18	21	39	5	1	
福岡県	1	1			12	12								1	12	3	15			
大分県	8	8			4	4									17	3	20	5		
都道府県計	199	166		33	285	263		22					1	29	337	147	484	51	2	
京都市					1	1									2			2		
大阪市	3	3				3	3							1	1	3	4			
堺市	2	2			12	12									10	8	18			
高槻市															2	2				
東大阪市															1	1				
神戸市	6	5		1	9	9								1	16	3	19	6		
姫路市	7	6		1	17	17									10	5	15	2		
尼崎市	10	8		2	9	9								3	7	10	17			
西宮市				1	1	1									1	1	2			
奈良市															4		4	1		
和歌山市	9	8		1	8	6		2							11	2	13	2		
岡山市	9	9			7	7								1	10	11	21	1		
倉敷市	11	11			25	25								2	12		12			
広島市	2	2			4	4									2	1	3			
福山市	5	5			2	2									9		9	1		
下関市	4	4			5	5									3	2	5			
徳島市	8	8			16	16									8	5	13			
高松市	2	2			3	3									5	2	7	2		
松山市	2	2			10	8		2						1	10	6	16	2		
北九州市	16	16			19	19									7	17	24	1		
大分市	7	7			8	8								1	7	9	16	3		
政令市計	103	98		5	159	155		4						10	135	88	223	21		
合 計	302	264		38	444	418		26						1	39	472	235	707	72	2

表14 濑戸内海法に基づく不許可、措置命令等の内訳

該当なし

表15 湖沼特定施設等の届出件数等

## 水濁法・湖沼法

			施設区分 (*1)	釜房ダム 貯水池	八郎湖			露ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			中海			穴道湖	児島湖			総 数
				宮城県	秋田県	秋田市	栃木県	茨城県	千葉県	つくば市	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	鳥取県	島根県	島根県	岡山県	岡山市	倉敷市	
湖沼特定施設 (みなし指定地域特定施設を含む。)	水質汚濁防止法	第5条届出		(1)	4		83		29	16					5	8	51	10					9	13	12	6	246		
		(2)				3								1									1	1	1	6	0		
		(3)																									0		
		第7条届出		(1)	1		43		5	2				1	2	8	82	3					7	10	4	2	170		
		(2)			1		7		2	1			1	1									1	1	1	14	1		
		(3)																									0		
		(第5条関係)		(1)																							0		
		(2)																									0		
		(3)																									0		
		(第7条関係)		(1)																							0		
		(2)																									0		
		(3)																									0		
		計		(1)																							0		
		(2)																									0		
		(3)																									0		
湖沼法	湖沼法	第6条届出		(1)															2								2		
		(2)																									0		
		(3)																									0		
		第10条届出		(1)	3		66		3	40				4	6	11	78	7				5	6	16		3	3	251	
		(2)			1		10		26	2	3	5		3			4	1			2				1	1	58		
		(3)																									0		
		使用廃止		(1)	1	6		58		15	24			2	10	6	70	11			1	11	35		8	6	264		
		(2)						1						2				2				1	14		3	2	25		
		(3)			1																						1		
		第11条届出		(1)	4		12		1	5				1	2	1	12				3	6	6		3	3	59		
		(2)					1		1															1		3	0		
		(3)																									0		
		第8条 (計画変更命令等)																										0	
		第10条 (改善命令等)																										0	
指定施設 (第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出																										0	
		第16条届出																										0	
		第17条第1項届出																										0	
		第17条 第2項 届出	氏名等変更																									0	
																												0	
		第18条届出																										0	
立入検査数		第20条 第1項 (改善命令等)																										0	
		第20条 第2項																										0	
		昼間立入件数			46		90		11						1	54	41	83								21	347		
夜間立入件数																												0	
行政指導	湖沼特定事業場・指定施設にかかる指導 (*2)	件数	文書		10		119		2							8	6	30								6	181		
			口頭		5		109		6							11	30										161		
			処理施設の改善		2		36		8							5	5										56		
		内容	排水の一時停止																									0	
			その他		13		194									8	13	54								6	288		
			文書																								0		
	湖沼法第24条による指導		口頭							1																	1		

(注) \*1: 施設区分 ((1): 湖沼特定施設 ((2), (3)を除く)、(2): みなし指定地域特定施設、(3): 準用指定施設)

\*2: 1件の指導が複数の内容を含む場合があるため、指導件数の合計と指導内容の合計は必ずしも一致しない。

参考 平成20年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 特定事業場数			
(1) 全特定事業場数	276, 952	274, 039	271, 242
① 50m <sup>3</sup> /日以上	34, 807	34, 271	33, 964
うち有害物質使用特定事業場	4, 336(1)	4, 179(1)	4, 156
② 50m <sup>3</sup> /日未満	242, 145	239, 768	237, 278
うち有害物質使用特定事業場	10, 611(8)	10, 348(7)	10, 119(8)
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (68, 130) 2. 畜産農業 (30, 380) 3. 自動式車両洗浄施設 (30, 335)	1. 旅館業 (67, 578) 2. 畜産農業 (30, 409) 3. 自動式車両洗浄施設 (30, 294)	1. 旅館業 (66, 893) 2. 自動式車両洗浄施設 (30, 449) 3. 畜産農業 (29, 704)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）			
①改善命令	23件	26件	16件
②一時停止命令	1件	0件	0件
4 地下水の浄化措置命令 (法第14条の3)	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	43, 509件	42, 367件	41, 260件
(昼間立入)	(42, 934件)	(41, 786件)	(40, 672件)
(夜間立入)	(575件)	(581件)	(588件)
6 行政指導	7, 631件	7, 172件	8, 076件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件
9 罰則の適用			
①排水基準違反（法第31条）	13件	6件	11件
②改善命令等違反（法第30条）	0件	0件	0件
③その他法違反 (水質総量規制関連を含む)	0件	0件	0件

(注) 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。